

## 株式会社レアナニ

## 「ブランドは自分の子ども」との熱意で無効審判を勝ち取る

中国で正当な権利がない第三者が商標登録する冒認商標の無効審判を勝ち取っている中小企業がある。一般化粧品販売を手がける株式会社レアナニだ。化粧品の国際見本市への出展がきっかけとなり、中国で少量販売すると、すでに同国で「Leanani」の商標が登録されていた。「ブランドは自分の子ども」と考えるレアナニの前社長で親会社、ユナイテッド エフ・ビー・エスの増田修司社長の闘志に火が付いた。

## 主な権利

2019年：中国商標 第33637378号  
2020年：中国商標 第38706633号  
2020年：中国商標 第38721699号  
2020年：中国商標 第36106616号

## 会社概要

所在地：東京都新宿区神楽坂2-16-1号  
軽子坂田中ビル5F  
電話：03-5225-0108  
URL：http://leanani-shop.com/  
業種：化粧品の卸売業・小売業  
設立：2012年（平成24年）資本金：300万円



マネージャー：鈴木 薫さん  
レアナニ前社長：増田 修司さん

## 冒認商標に対して強い決意で知財センターの門を叩く

2017年2月11日。雪がちらつく寒い日のことだった。東京都知的財産総合センターの扉を激しい勢いで開く人がいた。「絶対に許せない!」と、怒り心頭に言葉を曇らせた。増田社長だ。当時を知るアドバイザーは「頭から湯気が出ていた」と冗談交じりに述懐する。中国で「Leanani」の冒認商標に気付いた増田社長が、相談のために訪れたのだ。増田社長と、レアナニで知的財産の実務を担当する鈴木薫マネージャーの奮闘の日々が幕を開けた。

## 中国から出願商標「Leanani」の拒絶査定が届く

レアナニは、ファンデーションやチークなどのメイク品が主力。設立は2012年で、エステサロンや美容室などの美容業界に特化したブランドとして立ち上げた。美容業界にはメイク品の専門メー

カーが少なく、勝負できる余地があると踏んだ。ただ、それ以上に、「(06年に設立した)ユナイテッド エフ・ビー・エスは健康食品や基礎化粧品をOEM(相手先ブランド)供給する黒子のような存在。いずれは自社ブランドを持ちたいという思いがあった」(増田社長)という。

「Leanani」の国内商標は、設立と同じ年の12年7月に登録された。レアナニは、ハワイ語で「幸」を意味する「Lea」と、「美」を意味する「Nani」を組み合わせて創られた。すべての女性に幸せと美しさを届けたいという思いから、増田社長が考案した。

一般消費者市場にも参入すると、若年層に人気となった。知名度のさらなる向上を図るため、化粧品や美容機器などの国際的な総合美容見本市「ビューティーワールドジャパン」に出展を開始。海外バイヤーの感触もよく、16年に商標の国際登録出願(マドプロ出願)をした時だった。中国だけ拒絶査定となったのだ。「15年にビューティーワールドジャパンに出展した一週間後くらいに、中

国で第三者による「Leanani」の商標出願(冒認商標)がされていた」(鈴木マネージャー)という。

## 証拠集めに奔走し、気付けば分厚いファイル一冊分

「ブランドは自分の子ども」と考える増田社長はなんとかして我が子を取り返そうと、中国での商標について相談するため、知財センターの門を叩いた。中国で「Leanani」の商標が登録されて数年経過していたため、無効審判請求をするしか道がなかった。知財センターと提携する中国の知財制度に詳しい張青華弁護士に相談すると、「これは勝てる!大丈夫です!やみましょう!」と力強い言葉をかけられ、一気に話が前に進んだ。当時、知財センターに今回の係争に対応できる助成制度がなかったため、国の助成金「中小企業等海外侵害対策支援事業」を活用した。

とはいえ、日本国内での無効審判でも骨が折れるのに、係争地が中国とい



展示会  
BWJ(ビューティーワールドジャパン)東京に出展



ハワイ語で「Lea」は「幸」、「Nani」は「美」を意味し、すべての女性に幸と美を届ける



メイクアップ用品は若者に大人気



商標登録証

うこともあり、簡単には進まなかった。鈴木マネージャーは「(中国で先に商標登録がされてしまっているため)無効審判の立証責任は当社にあります。ビューティーワールドジャパンの展示会事務局に連絡して、出展していた事実となる資料を収集したり、冒認商標の登録以前から中国で販売していた証拠をそろえたりしました。分厚いファイル一冊分くらいありました」と当時を思い出す。それでも、増田社長の情熱と鈴木マネージャーの熱意に加え、「弁護士やアドバイザーが、どのような証拠をいつまでに、そろえなければいけないといった的確なアドバイスしてくれた」(鈴木マネージャー)ことが奏功し、18年に冒認商標の無効宣告がなされ、裁判という勝訴を勝ち取った。

## 同じ轍は踏むまいと心に決め毎週、中国の商標調査

勝利の美酒に酔う暇もなく、次の事件が発生した。無効審判をしている最中

に、新たな冒認商標が登録されていたのだ。今回も無効審判請求を実施し、19年に無効宣告を得た。「本当に悔しかったです。最初の冒認商標が解決し、これで当社の商標登録できると思っていたところで発覚したため、しっかり調査していれば良かったと後悔しました」(鈴木マネージャー)と振り返る。

同じ轍は踏むまいと心に決めた鈴木マネージャーは毎週、中国商標局の検索サイトを見るようにした。「中国語は分かりませんが、Leananiはアルファベットなので、似た商標の調べ方を教えてもらい、分からないことはすぐにアドバイザーさんに聞くようにして、すぐに異議申し立てできるようにしています」(同)という。

## 知財はいち早く権利化して権利環境の整備をすべき

中国で「Leanani」の商標は20年9月に登録された。登録商標の無効審判請求は時間も費用もかかる。それでも審判請求を続けた理由について増田社長は、「ブランドは自分の子どものようなもの。自分の子どもとして考えると、取り返すのは当たり前」と豪語する。そのうえで、「当初、中国市場の参入はまったく考えていませんでした。しかし、ビジネスは時として、意図しない方向に進むことがあります。今の時代、ビジネスは世界とつながっています。商標などの知財はいち早く権利化して権利環境の整備をすべきです」と経験に基づいた助言をする。

知財  
センター  
から

## 関係者の熱意と努力に敬意

冒認商標は1件にとどまらず、継続的に権利化されたため、その都度、無効審判・異議申し立てなどの対応をして、「Leanani」の権利化に3年半かかりました。関係者の熱意と努力に敬意を表したいです。知財センターにとっても、多岐に渡る経験をさせていただき、中国冒認商標対策の規範ができました。

担当：秋葉原 荒井アドバイザー